

関税割当公表第86号の2

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 1005.90 号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用するもの。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

農 林 水 産 省

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 合計割当数量 1,307,800トン

- 第2 第2次公表

関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定めるともろこしの数量から概ね2等分した数量を差し引いた数量と第1の2の割当数量との差（令和8年度上期の割当てに残量が生じた場合、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和8年度下期の割当て以降、令和9年1月18日ま

でに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第2次公表）する。

第3 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和8年9月10日付け8輸国第2007号関税割当公表第86号）によるものとする。